

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第34号を第35号とし、第16号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(6) 乳腺外科

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、乳がんその他の乳腺疾患に対応し診療体制の強化を図るため、新たな診療科目を設ける必要による。